(iii)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0㎝以上のものが用いられていること。

(iv)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(v)　直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、(i)から(iv)までのいずれか及び①ｂの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられていること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置が講じられていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置が講じられていること。

(vi)　(i)から(v)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　その他

①のｂからｈまでに掲げる基準に適合していること。ただし、②ａ(v)に掲げる基準に適合している場合にあっては、①ｂに掲げる基準に適合していることを要しない。この場合において、①ｃ中「ａの(i)から(iv)まで」とあるのは、「②ａの(i)から(vi)まで」とする。

③　（略）

ロ～ニ　（略）

(4)　（略）

4　（略）

5　温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5－1　（略）

5－2　一次エネルギー消費量等級

(1)　（略）

(2)　基本原則

イ　定義

①　「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、等級３、４又は５への適合判定にあっては基準省令第４条第１項に定める方法により、等級６、７又は８への適合判定にあっては基準省令第13条第１項に定める方法により求めるものとする。

②　「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、次の式によって算出するものとする。

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times R_E+E_M\}\times 10^{-3}$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、R_E及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）

E_{SH}　基準省令第５条第１項に定める暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SC}　基準省令第５条第１項に定める冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

(iii)　軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0㎝以上のものが用いられていること。

(iv)　軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

（新設）

(v)　(i)から(iv)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　その他

①ｂからｈまでに掲げる基準に適合していること。この場合において、①ｃ中「ａの(i)から(iii)まで」とあるのは、「②ａの(i)から(v)まで」とする。

③　（略）

ロ～ニ　（略）

(4)　（略）

4　（略）

5　温熱環境・エネルギー消費量に関すること。

5－1　（略）

5－2　一次エネルギー消費量等級

(1)　（略）

(2)　基本原則

イ　定義

①　「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、基準省令第４条第１項に定める方法により求めるものとする。ただし、等級６への適合判定にあっては、同令第13条第１項に定める方法により求めるものとする。

②　「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、次の式によって算出するものとする。

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times R_E+E_M\}\times 10^{-3}$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、R_E及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）

E_{SH}　基準省令第５条第１項に定める暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SC}　基準省令第５条第１項に定める冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）